

本庁舎弁当等販売区画賃貸借契約書（案）

賃貸借物件	本庁舎 2 階南東側会議室 2 0 1 前 1 区画（4 m ² ） ※詳細は別紙のとおりとする。
賃貸借期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
賃貸借料	金 円 (うち消費税相当額及び地方消費税相当額は 円)
支払方法	市が発行する納入通知書により、市が指定する期限までに納めるものとする。
契約保証金	免除する
特記事項	－

上記の賃貸借について、貸付人と借受人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、当事者の記名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

令和 7 年 月 日

貸付人 三原市

代表者 三原市長 岡 田 吉 弘 印

借受人 住 所

氏 名 印

賃貸借契約条項

(総則)

第1条 貸付人及び借受人は、この契約書及び附帯する条件等に基づき、この契約を誠実に履行しなければならない。

(本契約の内容)

第2条 借受人は、本契約書に記載の貸付人所有の物件を借受け、賃貸借料を支払うものとする。貸付人は、支払いを確認した後、許可証を発行する。

2 借受人は前項に定める物件（以下「弁当等販売区画」という。）を弁当等の販売以外の目的で使用してはならない。

(債権譲渡の禁止)

第3条 借受人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(賃貸借料の支払)

第4条 借受人は、貸付人が発行する納入通知書により、指定する期限までに納めるものとする。

2 借受人が支払期日までに貸付人に対して賃貸借料を支払わないときは、借受人は、貸付人に支払期日の翌日から支払いするまでの日数に応じて、未支払いの賃貸借料につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で算定した遅延利息を支払うものとする。

(弁当等販売区画の保守・管理)

第5条 借受人が弁当等販売区画を使用するにあたっては、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

2 借受人は、弁当等販売区画が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つよう、保守、点検、整備を行うものとする。

3 前項の規定により支出する費用は、すべて借受人の負担とし、貸付人に対しその償還等の請求をすることができない。

(弁当等販売区画の所有権侵害の禁止等)

第6条 借受人は弁当等販売区画を第三者に譲渡したり、担保に差し入れたり、その他貸付人の所有権を侵害するような行為をしないものとする。

(弁当等販売区画の点検等)

第7条 貸付人が、弁当等販売区画の現状、稼動状況等を自ら点検、調査することを求めたとき、又はこれらに関する報告を求めたときは、借受人はこれに応じるものとする。

(第三者損害)

第8条 弁当等販売区画の使用によって第三者が損害を受けたときは、借受人の責任と負担で解決することとする。

(貸付人の解除権)

第9条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 賃貸借期間の始期を過ぎても契約を履行しないとき、又は履行の見込が明らかでないときと認められるとき。

- (3) 賃貸借の履行につき、不正の行為があったとき。
 - (4) 正当な理由がないのに貸付人の指示に従わないとき。
 - (5) 役員等（借受人が個人である場合にはその者を、借受人が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
 - (6) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (8) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (9) 借受人の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
 - (10) 借受人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (11) 借受人が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (12) 借受人（借受人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 貸付人は、排除措置命令又は納付命令が借受人でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し借受人の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定によって契約を解除したときは、契約保証金は、貸付人の所得となる。保証金を納入しないときは、借受人は違約金として契約金額（分割払いの契約の場合は賃貸借期間総額）の10パーセントに相当する額を貸付人に納入しなければならない。ただし、借受人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 4 前項の規定は、貸付人に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、貸付人が当該超える金額を損害賠償として請求することを妨げるものではないものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第10条 借受人は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに貸付人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 借受人は、前項の場合において、貸付人及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 借受人は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに貸付人へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（借受人の解除権）

第11条 借受人は、貸付人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

(賃貸借期間満了後の弁当等販売区画の取扱い)

第12条 賃貸借期間満了後の弁当等販売区画は、借受人の責任と負担で原状回復の上貸付人に引き渡すものとする。

(秘密の保持)

第13条 借受人は、賃貸借の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(疑義の解決)

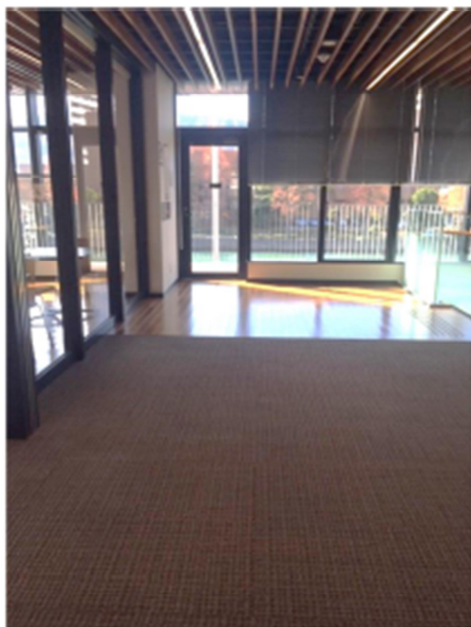
第14条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、貸付人及び借受人が協議して定めるものとする。

三原市役所本庁舎内での弁当等販売営業者の販売場所

2階

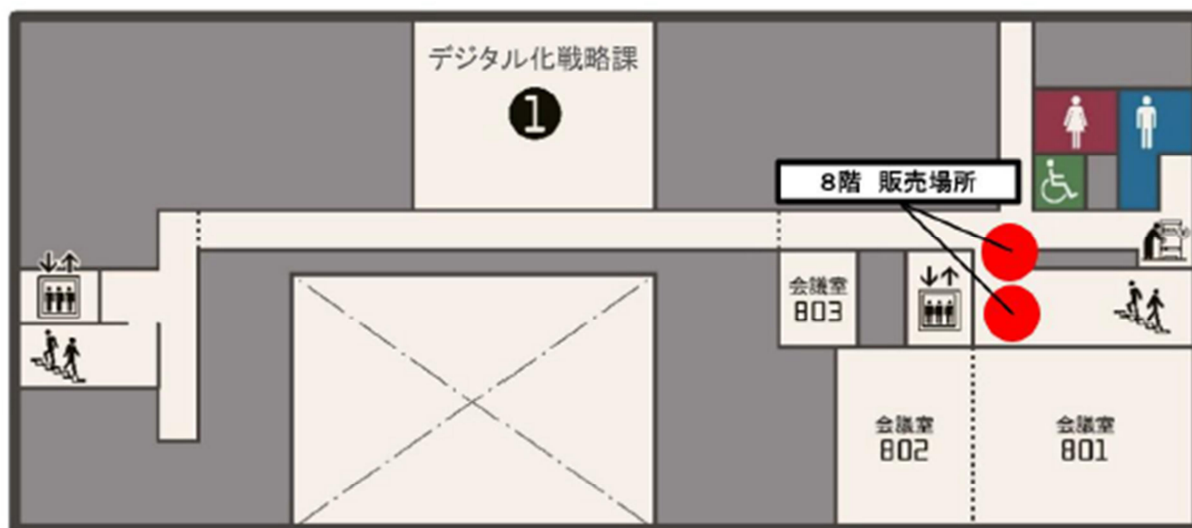


販売場所写真

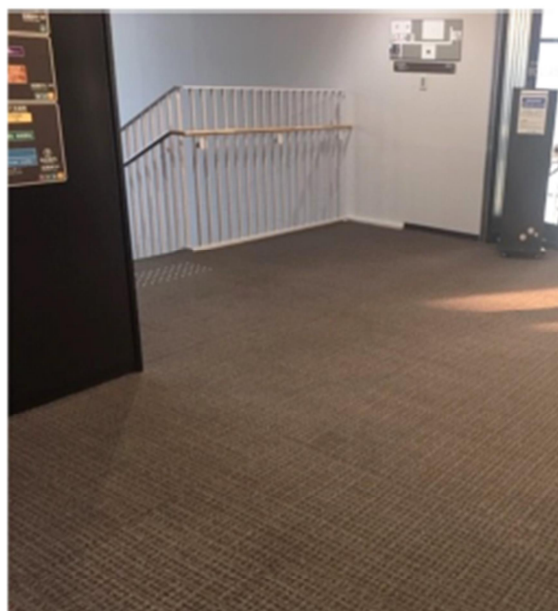


※防火シャッターの降下場所は使用しないこと。

8階 代替場所



販売場所写真



※防火シャッターの降下場所不使用すること。